

## 令和 5 年度

## 公共事業再評価対象事業に関する質問等・回答書

頁	整理番号	事業名	地区名等	質問委員	回答課
1	R5-2	道路改築事業	国道 339 号 (今泉～太田)	南 委員	道路課
2	R5-5	道路改築事業	増田浅虫線 (増田～浅虫)	南 委員	道路課
3	R5-7	広域河川改修事業	平川	南 委員	河川砂防課
4	R5-11	広域河川改修事業	馬淵川	森 (洋) 委員	河川砂防課
5	R5-15	事業間連携砂防等事業	南浮田町区域	南 委員	河川砂防課
6	R5-15	事業間連携砂防等事業	南浮田町区域	森 (洋) 委員	河川砂防課
7	R5-16	大規模特定砂防等事業	小国沢	森 (洋) 委員	河川砂防課
8	R5-17	通常砂防 (重点) 事業	館前沢	森 (洋) 委員	河川砂防課
9	R5-18	道路改築事業	白銀市川環状線	南委員 森 (洋) 委員	都市計画課
10	R5-18 R5-19	街路事業 下水道整備事業	白銀市川環状線 馬淵川流域	南委員	都市計画課

**令和5年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会  
事前質問に対する回答票**

質問者	南 委員（八戸工業高等専門学校 産業システム工学科 教授）		
番 号	R5-2	事 業 名	道路改築事業（国道改築事業）
地区名等	国道339号（今泉～太田）		
<p>（質問等）</p> <p>調書2ページ目の（3）費用対効果分析の要因変化、便益項目（B）の(5)防災便益が1,076百万円増となり、迂回路建造のために落石・崩壊等の危険個所の解消がされたものと理解しています。具体的に何か所が解消されたのでしょうか？</p> <p>また、これにより、新国道では危険箇所は無しと考えて良いのでしょうか？</p>			
<p>（回答：道路課）</p> <p>現道において落石・崩壊箇所等の危険箇所は4箇所あります。また、当バイパスを施工することにより危険箇所を回避することが出来るため、結果として危険箇所は無いものと考えます。</p>			

**令和5年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会  
事前質問に対する回答票**

質問者	南 委員（八戸工業高等専門学校 産業システム工学科 教授）		
番 号	R5-5	事 業 名	道路改築事業
地区名等	増田浅虫線（増田～浅虫）		
<p>（質問等）</p> <p>調書2ページ目の（3）費用対効果分析の要因変化、便益項目（B）（5）防災便益が113百万円増となっています。</p> <p>道路の改修で、何が防災便益として評価されたのでしょうか？</p>			
<p>（回答：道路課）</p> <p>防災便益のうち、車道幅員5.5m未満区間の「大型車すれ違い困難区間の解消」の価値を計上しております。なお、計画幅員が5.0mとなっていますが、全幅員（側溝含み）は5.5m以上となることから防災便益として計上しております。</p>			

**令和5年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会  
事前質問に対する回答票**

質問者	南 委員（八戸工業高等専門学校 産業システム工学科 教授）																		
番号	R5-7	事業名	広域河川改修事業																
地区名等	平川																		
<p>(質問等)</p> <p>調書2ページ目(3)費用対効果分析の要因変化、便益項目(B)の(1)治水が約1700億円増となっています。治水経済調査マニュアルの改定に基づく見直しに伴うものですが、特に増となった項目は何ですか？</p> <p>また、見直し前後で、例えば世帯数とか、何が大きく変化しましたか？</p>																			
<p>(回答：河川砂防課)</p> <p>特に、各種被害額の算定で使用する床上浸水「被害率」が上昇したことにより、全般的に被害額が増加し、結果として年平均被害軽減額が前回約109億円から約199億円へ倍増しました。この年平均被害軽減額を現在価値化し、治水施設の完成から50年間までを総和した結果が約3100億円となり、前回より約1700億円増になりました。なお、世帯数などに大きな変化はありません。</p> <p>○主な被害率の抜粋「治水経済調査マニュアル(案)」</p> <p>家屋被害の浸水深別被害率(床上50cm未満) <span style="float: right;">今回0.189(約2倍) 前回0.092</span></p> <p>自動車以外の家庭用品の浸水深別被害率(床上50cm未満) <span style="float: right;">今回0.308(約2倍) 前回0.145</span></p> <p>上記浸水深以外の浸水深(床下、床上50cm～)においても被害率が上昇している。</p> <p>○主な被害額の抜粋「被害額＝被害率×各種資産評価単価」</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 35%;">被害額(単位:億円)</th> <th style="width: 15%;">今回</th> <th style="width: 15%;">前回</th> <th style="width: 15%;">増額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家屋</td> <td style="text-align: center;">1,336</td> <td style="text-align: center;">1,056</td> <td style="text-align: center;">280</td> </tr> <tr> <td>家庭用品</td> <td style="text-align: center;">752</td> <td style="text-align: center;">404</td> <td style="text-align: center;">347</td> </tr> <tr> <td>事業所資産(償却・在庫)</td> <td style="text-align: center;">341</td> <td style="text-align: center;">164</td> <td style="text-align: center;">177</td> </tr> </tbody> </table>				被害額(単位:億円)	今回	前回	増額	家屋	1,336	1,056	280	家庭用品	752	404	347	事業所資産(償却・在庫)	341	164	177
被害額(単位:億円)	今回	前回	増額																
家屋	1,336	1,056	280																
家庭用品	752	404	347																
事業所資産(償却・在庫)	341	164	177																

**令和5年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会  
事前質問に対する回答票**

質問者	森（洋） 委員（弘前大学 農学生命科学部 教授）			
番号	R5-11	事業名	広域河川改修事業	
地区名等	馬淵川			
<p>(質問等)</p> <p>R5-7～R5-10, R5-12での他河川では便益に当たる「残存価値」が同じ金額ですが、馬淵川のみ当初計画時(H26)より「残存価値」が増加している理由を教えてください。</p>				
<p>(回答：河川砂防課)</p> <p>馬淵川については事業費を増加したことに連動して残存価値が増加した結果です。 「治水経済調査マニュアル（案）」抜粋</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>1) 河道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 構造物以外の堤防及び低水路部等 ( <math>C_T^1</math> )</li> </ul> <math display="block">C_T^1 = \frac{\sum_{t=1}^S c_t^1}{(1+r)^{S+50}}</math> <p><math>c_t^1</math> : 用地費、補償費、間接経費、工事諸費を除く毎年の建設費</p> <p><math>r</math> : 割引率 (0.04 とする)</p> </div> <p>委員ご指摘のとおり、他河川では事業費に増減がないため、残存価値に増減はありません。 今回の質問にあたり、R5-10 七戸川について残存価値を確認した結果、前回調書に記載ミスがあったため、下記のとおり調書の差し替えをさせていただきました。</p> <p>○R5-10 七戸川 調書差し替え</p>				
(3) 費用対効果分析の要因変化				
(A) ・ B ・ C				
区分	主な項目	再評価時(5回目)(H30)	再評価時(6回目)(R5)	増減
費用項目 (C)	(1) 建設費	25,062 百万円	27,742 百万円	2,680 百万円
	(2) 維持費	2,959 百万円	3,053 百万円	94 百万円
	(3)	百万円	百万円	0 百万円
	(4)	百万円	百万円	0 百万円
	(5)	百万円	百万円	0 百万円
	総費用		28,021 百万円	30,795 百万円
便益項目 (B)	(1) 治水	72,279 百万円	140,700 百万円	68,421 百万円
	(2) 残存価値	165 百万円	165 百万円	0 百万円
	(3)	百万円	百万円	0 百万円
	(4)	百万円	百万円	0 百万円
	(5)	百万円	百万円	0 百万円
	総便益		72,444 百万円	140,865 百万円
B / C		2.59	4.57	

**令和5年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会  
事前質問に対する回答票**

質問者	南 委員（八戸工業高等専門学校 産業システム工学科 教授）		
番 号	R5-15	事 業 名	事業間連携砂防等事業
地区名等	南浮田町区域		
<p>(質問等)</p> <p>調書2ページ目(2)社会経済情勢の変化の項目中、適時性のところで「令和4年8月豪雨においても、(中略)待受式擁壁工で土砂の流出を防止することができたが、(以下略)」と記述されています。</p> <p>補足した土砂は、その後、掘削(=管理型)するのですか？それともそのままですか？</p>			
<p>(回答：河川砂防課)</p> <p>待受式擁壁工の機能(土砂捕捉容量)を確保するため、現地状況を確認しながら捕捉した土砂を撤去しており、南浮田町区域では7月下旬に土砂を撤去する予定です。</p>			

**令和5年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会  
事前質問に対する回答票**

質問者	森（洋） 委員（弘前大学 農学生命科学部 教授）				
番 号	R5-15	事 業 名	事業間連携砂防等事業		
地区名等	南浮田町区域				
<p>（質問等）</p> <p>調書4ページ目、2.事業全体の投資効率性のうち「2）急傾斜地崩壊対策による便益」に記載されている表と、R5-16とR5-17の調書4ページ目、2.事業全体の投資効率性のうち「2）砂防事業による便益」に記載されている表の表現形式が異なります。</p> <p>急傾斜地崩壊対策事業と砂防（堰堤）事業では、ほぼ同じ様な便益評価になると思いますが、何故、提示されている表の表現形式がそれぞれ異なっているのかを教えてください。</p>					
<p>（回答：河川砂防課）</p> <p>急傾斜地崩壊対策事業と砂防事業で便益の算定項目に相違はありませんが、急傾斜地の事業については、令和3年1月のマニュアルの変更を受けて、当初計画時（H26）では計上していなかった精神的損害額を新たに計上することになったため、当初計画時との比較ができるように、砂防事業と異なる表現としていました。</p> <p>なお、R5-16、R5-17の砂防事業と同じ整理をした以下の表を調書に追記しました。</p>					
世帯数	主要地方道	市町村道	年平均便益	被害軽減便益	残存価値
69戸	620m	720m	310	6,222	9
<p>※R5-16、R5-17の砂防事業は、平成24年3月のマニュアルにより当初計画時（H26）から精神的損害額を計上して費用対効果を算定しております。</p> <p>※急傾斜事業の急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル 事前評価時）平成11年8月      再評価時）令和3年1月</p> <p>※土石流対策事業の費用便益分析マニュアル 事前評価時）平成24年3月      再評価時）令和3年1月</p>					

**令和5年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会  
事前質問に対する回答票**

質問者	森（洋） 委員（弘前大学 農学生命科学部 教授）		
番号	R5-16	事業名	大規模特定砂防等事業
地区名等	小国沢		
(質問等)	<p>2号砂防堰堤の配置計画によって3号と4号砂防堰堤が追加されているようですが、当初の2号砂防堰堤の配置場所（P.8の図面に重ねて示して頂ければ幸いです）と2号砂防堰堤の正面図を提示して頂ければと思います。</p>		
(回答：河川砂防課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2号砂防堰堤については、平成25年の当初計画では、堤高12.0mとしていましたが、堆砂敷の上流域に用地取得困難地があったことから、堆砂敷を縮小するために、堤高を12.0mから7.5mに変更したところですが（配置場所は変更なし）。</li> <li>また、2号砂防堰堤の規模縮小に伴い、各施設が受け持つ施設効果量等を見直した結果、新たに3号砂防堰堤と4号砂防堰堤を配置する必要があったため、当初計画から堰堤が2基追加となっています。</li> </ul>		
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>位置図</b></p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>2号砂防堰堤正面図</b></p> <p>【当初計画時】</p> <p>堤長 47.5m</p> <p>堤高 12.0m</p> <p>【再評価時】</p> <p>堤長 29.0m</p> <p>堤高 7.5m</p> </div> </div>		
	<p><b>模式図</b></p> <p>買収範囲</p> <p>当初堆砂敷</p> <p>変更堆砂敷</p> <p>用地取得困難地</p> <p>4号</p> <p>2号 (規模縮小)</p> <p>当初 12.0m</p> <p>変更 7.5m</p>		



**令和5年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会  
事前質問に対する回答票**

質問者	森（洋） 委員（弘前大学 農学生命科学部 教授）		
番 号	R5-17	事 業 名	通常砂防（重点）事業
地区名等	館前沢		
<p>（質問等）</p> <p>調書1ページ目、1事業概要のうち、「主な内容」のところにおいて、「（中略）流木補足機能の向上が必要になったことから、砂防堰堤の形式を不透過型から透過型へ変更」とあります。</p> <p>流木捕捉機能の向上により、何故、不透過型から透過型へ形式を変更する必要性があるかを教えて頂ければと思います。</p>			
<p>（回答：河川砂防課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去に、土石流・流木対策として整備された「不透過型」の砂防堰堤において、土石流とともに流下した「流木」が堰堤で捕捉されずに流出した事例が全国的に確認されたことから、平成28年に「砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）」が改定となり、砂防堰堤を配置する際には、「土砂とともに流出する流木等を全て捕捉するためには、透過構造を有する施設を原則とする」ことになりました。</li> <li>・ 館前沢においても、上記事例と同様に、土石流発生時に不透過型堰堤から「流木」が流出し、人家等への甚大な被害が想定されたため、同指針の改訂を踏まえ、堰堤の形式を「不透過型」から「透過型」へ変更しています。</li> </ul>			

**令和5年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会  
事前質問に対する回答票**

質問者	森（洋） 委員（弘前大学 農学生命科学部 教授） 南 委員（八戸工業高等専門学校 産業システム工学科 教授）		
番 号	R5-18	事 業 名	街路事業（道路改築事業）
地区名等	3・3・8号白銀市川環状線（尻内）		
<p>（質問等）</p> <p>調書2ページ目、(3)費用対効果分析の要因変化のうち、「計画時との比較」において、「（中略）冬期便益、地域修正係数の除外により費用便益は減少している」とあるが、</p> <p>（森（洋）委員）</p> <p>「冬期便益」と「地域修正係数」を、今回、除外する理由を教えてください。</p> <p>（南委員）</p> <p>何故「冬期便益」が除外されたのか。</p>			
<p>（回答：都市計画課）</p> <p>都市計画道路3・3・8号白銀市川環状線（尻内）の街路事業は、当初、国の交付金事業で事業着手しました。その後、整備促進を図るため、令和3年度より橋梁前後の道路改良区間については交付金事業から国庫補助事業（無電柱化）に移行し、橋梁区間についてはこれまでどおり交付金事業で整備を進めております。</p> <p>「地域修正係数」については、国庫補助事業では、国の費用便益分析マニュアルで地域修正係数の適用が認められておらず、県独自の費用便益分析実施要綱でも、国庫補助事業を適用範囲外としているため、今回除外しています。</p> <p>また「冬期便益」については、国の費用便益分析マニュアルで、状況により冬期の便益を計算してよいとされていますが、今回は基本便益のみでB/Cが1.0を超えたため、冬期便益は考慮せずB/Cを算出しています。</p>			

**令和5年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会  
事前質問に対する回答票**

質問者	<b>南 委員（八戸工業高等専門学校 産業システム工学科 教授）</b>		
番 号	R5-18 R5-19	事 業 名	街路事業（道路改築事業） 馬淵川流域下水道事業（流域下水道事業）
地区名等	3・3・8号白銀市川環状線（尻内）		
<p>（質問等）</p> <p>他の事業と異なり、調書5ページ目以降の「開発事業等における環境配慮指針チェック表」の右端の欄「具体的な内容」が記載されていないのは、例えば「～～などに努める。」に対して「努めている。」との理解で良いか。</p>			
<p>（回答：都市計画課）</p> <p>記載漏れがありました。</p> <p>具体的な内容を記載した環境配慮指針チェック表を添付します。</p>			